

**精神障害者
保健福祉手帳**

**自立支援医療受給者証
(精神通院医療)**

の返還についての注意事項

精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証(精神通院医療)はご自身の意思で返還していただくことが可能ですが、返還によって様々な影響が出る可能性があります。返還の申請をされる場合は、下記の内容を了承した上での返還となりますのでご注意ください。

精神障害者保健福祉手帳を返還すると…

精神障害者保健福祉手帳交付による各種サービスが受けられなくなります。

【例】

- ◎福祉特別乗車券
- ◎重度障害者医療証(1級のみ)
- ◎タクシー券(1級のみ)
- ◎粗大ごみ処理手数料の減免(1級のみ)
- ◎タクシー料金の割引
- ◎所得税、市民税・県民税の障害者控除
- ◎水道料金の減免
- ◎NHK 放送受信料の免除
- ◎自動車税等の減免
- ◎NTT 東日本電話番号案内料の免除
- ◎携帯電話料金の割引
- ◎各施設等の障害者割引

※各種サービスの詳細は担当課または実施している団体等へお問い合わせください。

自立支援医療受給者証を返還すると…

- ◎精神疾患等で医療機関を受診しても制度の適用にはなりません。
(生活保護の方は必ず担当ケースワーカーにご相談ください。)

再度、手帳の交付や自立支援医療の制度の適用を希望する場合は、新規での申請となり診断書等の提出が必要となります。